

議員提出第37号議案

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例の件

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月13日提出

提出者 神戸市会議員

安井俊彦	安達和彦	守屋隆司
村野誠一	坊池正	平井真千子
山口由美	河南ただかず	しらくに高太郎
山下てんせい	五島大亮	植中雅子
岡田ゆうじ	吉田健吾	上嶋寛弘
平野達司	岡村正之	大野陽平
吉田謙治	大澤和士	北川道夫
壬生潤	藤本浩二	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	門田まゆみ
高橋としえ	住本かずのり	外海開三
三木しんじろう	黒田武志	山本のりかず
ながさわ淳一	さとうまちこ	辻康裕
川口まさる	松本のり子	森本真
大かわら鈴子	山本じゅんじ	西ただす
味口としゆき	今井まさこ	林まさひと
朝倉えつ子	池田りんたろう	よこはた和幸
伊藤めぐみ	たなびき剛	やのこうじ
かじ幸夫	あわはら富夫	浦上忠文
小林るみ子	高橋ひでのり	香川真二
前島浩一	諫山大介	大井としひろ
川内清尚	松本しゅうじ	上原みなみ
村上立真		

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 議会運営の原則（<u>第11条の2</u>—<u>第14条</u>）</p> <p>第5章～第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第4章 [略]</p> <p><u>（議長の役割）</u></p> <p><u>第11条の2 議長は、中立かつ公平な立場において地方自治法等に規定する職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 議長は、議会の代表者として、議会の機能強化に向けた議論を推進する役割を果たすものとする。</u></p> <p><u>3 議長は、議会に関する諸課題の解決を図るため、関係機関と連携し議会制度の改善及び見直し等に積極的</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 議会運営の原則（<u>第12条—第14条</u>）</p> <p>第5章～第10章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第4章 [略]</p>

に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

議長の役割を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。